

駐車場ご利用にあたっての注意事項

(契約期間)

1. この契約による駐車場契約期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、この期間満了1カ月前までに猪名川町水道事業管理者・使用者いずれからも相手方に対して何らの申し出がないときは、この期間は更に1年間延長するものとし、その後において期間満了したときも、また同様とする。

(使用目的)

2. 使用者は、駐車場を自己所有の車両並びに使用者への来客車両の格納以外の目的に使用してはならない。

(駐車できる車両)

3. 道路運送車両法に定める自動車（長さ4.8m以下、幅1.9m以下）とする。

(駐車場料金)

4. 駐車場料金は、1台につき月額金6,000円（ただし、開始期間が月の途中で15日未満の月については3,000円とする。）とし、当該取引に係る消費税相当額を加えた額を使用者は猪名川町水道事業管理者の交付する支払い請求書により、毎月25日までに当月分として猪名川町水道事業管理者の指定する金融機関に支払うものとする。

(料金の改定)

5. 1に定める契約期間中において、社会経済情勢の著しい変動又は駐車場の改良を施した時その他やむを得ない理由により、前条に定める駐車料金を改定する必要があるときは、猪名川町水道事業管理者・使用者協議のうえ改定するものとする。

(日常の管理)

6. 駐車場内における使用者の契約者相互のトラブル並びに日常の管理については、使用者の責任において行なうものとし、猪名川町水道事業管理者に対し一切請求しないものとする。

(権利の譲渡転貸等の禁止)

7. 使用者は、本契約に基づく権利の譲渡及び転貸その他第三者に使用させてはならない。

(解約)

8. 使用者は、契約期間満了前であっても1カ月前までに猪名川町水道事業管理者に申し入れることにより、この契約の期間の一部又は全部を解除することができる。また、猪名川町水道事業管理者が駐車場を廃止するときは、6カ月の予告期間をもって本契約を解除することができる。この場合において、使用者は猪名川町水道事業管理者に対し解約に伴う補償を如何なる名目においても一切請求しないものとする。

この解約についての既納の料金は精算しない。

(契約の解除)

9. 猪名川町水道事業管理者は、使用者が本契約の各条項のいずれかに違反したときは、催

告その他何らかの手続きを要せず本契約を解除することができる。

(料金の払い戻し)

- 1 0. 猪名川町水道事業管理者は、天災その他やむを得ない事由により、駐車場の供用を休止したために、使用者の利用を妨げたと認められるに至ったときは、日割計算により駐車料金の払い戻しをするものとする。

(損害賠償)

- 1 1. 猪名川町水道事業管理者は、使用者所有の車両並びに使用者への来客者の車両、その付属品、車両内留置品、燃料等につき滅失、毀損又は紛失、盗難等の事故が生じても、それが猪名川町水道事業管理者の故意又は重大な過失に基づかない限り、猪名川町水道事業管理者は一切これを賠償しない。

(損害賠償の請求)

- 1 2. 使用者は、その関係者が故意、過失により駐車場及び付帯設備又は他の車両に損害を与えたときは、使用者はこれを賠償すべきものとする。

(駐車場の明渡し)

- 1 3. 使用者は、契約期間満了日に当該車両を駐車場外に搬出すべきものとする。なお、契約期間満了後10日を経たる後において履行なき場合は、猪名川町水道事業管理者において当該車両の処分をなすことができる。

(特約事項)

- 1 4. 駐車場は駐車場横で商店を経営する者の使用が優先されるため、商店を経営する者より駐車場の使用申し出があったときは、契約期間満了前であっても、猪名川町水道事業管理者は使用者に対し6カ月の予告期間をもって本契約を解除することができる。この場合において、使用者は猪名川町水道事業管理者に対し解約に伴う補償を如何なる名目においても一切請求しないものとする。

(疑義等の決定)

- 1 5. 契約に定めのない事項、その他契約に関し生じた疑義については猪名川町水道事業管理者・使用者誠意をもって協議の上決定するものとする。

(その他)

- 1 6. 駐車場は、令和7年4月1日から使用できる契約となりますので、駐車場料金も令和7年4月分から発生いたします。